

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
新旧対照条文 目次

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）（抄）（第一条関係）																					1
警察官職務執行法（昭和二十三年法律第二百三十六号）（抄）（第二条関係）																				2	
特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）（第三条関係）																				6	
自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）（抄）（第四条関係）																				2	
情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（抄）（第五条関係）																				1	
情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（抄）（第六条関係）																				1	
国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第二百六十二号）（抄）（第七条関係）																				1	
行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（抄）（第八条関係）																				1	
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）（抄）（第九条関係）																				1	
民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第二百四十九号）（抄）（第十条関係）																				1	
産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）（抄）（第十二条関係）																				1	
サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第二百四号）（抄）（第十二条関係）																				1	
サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第二百四号）（抄）（第十三条関係）																				1	
情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）（抄）（第十四条関係）																				1	
内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）（第十五条関係）																				1	
内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）（第十六条関係）																				1	
内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（第十七条関係）																				1	
デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）（抄）（附則第五条関係）																				1	

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		<p>（一般職及び特別職）</p> <p>第二条　（略）</p> <p>②　（略）</p> <p>③　特別職は、次に掲げる職員の職とする。</p> <p>一～五の三　（略）</p> <p>五の四　内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官及び内閣サ イバー官</p> <p>六～十七　（略）</p> <p>④～⑦　（略）</p>	<p>（一般職及び特別職）</p> <p>第二条　（略）</p> <p>②　（略）</p> <p>③　特別職は、次に掲げる職員の職とする。</p> <p>一～五の三　（略）</p> <p>五の四　内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官</p>

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
<p>第六条の二 警察庁長官は、警察庁又は都道府県警察の警察官のうちから、次項の規定による処置を適正にとるために必要な知識及び能力を有すると認められる警察官をサイバー危害防止措置執行官として指名するものとする。</p> <p>2 サイバー危害防止措置執行官は、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を害することその他情報技術を用いた不正な行為（以下この項において「情報技術利用不正行為」という。）に用いられる電気通信若しくはその疑いがある電気通信（以下この項及び第四項ただし書において「加害関係電気通信」という。）又は情報技術利用不正行為に用いられる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）若しくはその疑いがある電磁的記録（以下この項において「加害関係電磁的記録」という。）を認めた場合であつて、そのまま放置すれば人の生命、身体又は財産に対する重大な危害</p>	<p>（サイバー危害防止措置執行官による措置）</p> <p>（新設）</p>	

が発生するおそれがあるため緊急の必要があるときは、加害関係電気通信の送信元若しくは送信先である電子計算機又は加害関係電磁的記録が記録された電子計算機（以下この条において「加害関係電子計算機」と総称する。）の管理者その他関係者に対し、加害関係電子計算機に記録されている加害関係電磁的記録の消去その他の危害防止のため通常必要と認められる措置であつて電気通信回線を介して行う加害関係電子計算機の動作に係るもの（適切に危害防止を図るために通常必要と認められる限度において、電気通信回線を介して当該加害関係電子計算機に接続して当該加害関係電子計算機に記録されたその動作に係る電磁的記録を確認することを含む。）をとることを命じ、又は自らその措置をとることができることとする。

3 | 加害関係電子計算機が国内に設置されていると認める相当な理由がない場合における当該加害関係電子計算機の動作に係る前項の規定による処置は、警察庁の警察官であるサイバー危害防止措置執行官に限り、とることができるものとする。この場合において、当該サイバー危害防止措置執行官は、あらかじめ、警察庁長官を通じて、外務大臣に協議しなければならない。

4 | サイバー危害防止措置執行官は、第二項の規定による処置をとる場合には、あらかじめ、サイバー通信情報監理委員会の承認を得なければならない。ただし、当該加害関係電子計算機から重要な電子計算機（重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第号）第二条第二項に規定

する重要電子計算機をいう。）に対してその機能に重大な障害を生じさせ、又は生じさせるおそれのある加害関係電気通信が現に送信されている場合その他の当該危害防止のためにはサイバー通信情報監理委員会の承認を得るいとまがないと認める特段の事由がある場合は、この限りでない。

5 | 第三項に規定する場合における前項の承認の求めは、第三項の規定による協議の結果を添えて行わなければならない。

6 | サイバー通信情報監理委員会は、第四項の承認の求めがあつた場合において、当該求めが第二項及び第三項の規定に照らして適切であると認めるときは、当該承認をするものとする。

7 | サイバー危害防止措置執行官は、第二項の規定による処置をとるに際しては、みだりに関係者の正当な業務を妨害してはならない。

8 | サイバー危害防止措置執行官は、第二項の規定による処置をとつたときは、当該加害関係電子計算機の管理者に同項に規定する措置をとることを命じた場合を除き、国家公安委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該管理者に通知するものとする。ただし、当該加害関係電子計算機に関する危害の防止に支障がある場合及び当該管理者の所在が不明である場合は、この限りでない。

9 | サイバー危害防止措置執行官は、第四項ただし書の規定によりサイバー通信情報監理委員会の承認を得ないで第二項の規定による処置をとつたときは、速やかに、当該処置についてサイバー通

情報監理委員会に通知しなければならない。

10| 前項の規定による通知を受けたサイバー通信情報監理委員会は

、当該通知に係る処置が第二項、第三項及び第四項ただし書の規定に照らして適切に行われたかどうかを確認し、第二項の規定による処置に係る事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該確認の結果に基づき、当該通知を行つたサイバーハザード防止措置執行官が所属する警察庁又は都道府県警察の警察庁長官又は警視総監若しくは道府県警察本部長（次項において「警察庁長官等」という。）に対し、必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

11| サイバーハザード防止措置執行官は、この条の規定による措置の実施について、警察庁長官等（第三項に規定する場合にあつては、警察庁長官）の指揮を受けなければならぬ。

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		（目的及び適用範囲）	（目的及び適用範囲）
		第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。	第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。
		一〇七の二（略）	一〇七の二（略）
		八 内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官及び内閣サイバ ー官	八 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官
		九〇十四の三（略）	九〇十四の三（略）
		十四の四 サイバー通信情報監理委員会の委員長及び常勤の委員 十五〇四十七の三（略）	十四の四 サイバー通信情報監理委員会の委員長及び常勤の委員 十五〇四十七の三（略） （新設）
		四十七の四 サイバー通信情報監理委員会の非常勤の委員 四十八〇七十五（略）	四十八〇七十五（略）
		別表第一（第三条関係）	別表第一（第三条関係）
（略）	官 職 名		
（略）	俸 給 月 額		
（略）	官 職 名		
（略）	俸 給 月 額		

委員	常勤の内閣総理大臣補佐官 常勤の大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常勤の	内閣官房副長官補、内閣広報官 内閣情報官及び内閣サイバー 官	侍従長 公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長	個人情報保護委員会委員長 カジノ管理委員会委員長 サイバー通信情報監理委員会委員長 員長	検査官（会計検査院長を除く。） 人事官（人事院総裁を除く。） 内閣危機管理監 国家安全保障局長 大臣政務官 デジタル監
	一、一九一、〇〇〇円			一、二一六、〇〇〇円	
委員	常勤の内閣総理大臣補佐官 常勤の大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常勤の	内閣官房副長官補、内閣広報官 及び内閣情報官	侍従長 公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長	個人情報保護委員会委員長 カジノ管理委員会委員長 (新設)	検査官（会計検査院長を除く。） 人事官（人事院総裁を除く。） 内閣危機管理監 国家安全保障局長 大臣政務官 デジタル監
	一、一九一、〇〇〇円			一、二一六、〇〇〇円	

公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 原子力規制委員会委員 式部官長	個人情報保護委員会の常勤の委員 カジノ管理委員会の常勤の委員 サイバー通信情報監理委員会の常勤の委員 （新設）	個人情報保護委員会の常勤の委員 カジノ管理委員会の常勤の委員 （新設）
東宮大夫 國家公安委員會委員長 中央更生保護審查會委員長 社會保險審查會委員長	公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術・イノベーション 會議の常勤の議員 原子力委員会委員長 再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審查會會長 中央更生保護審查會委員長 社會保險審查會委員長	一、〇四九、〇〇〇円

公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 原子力規制委員会委員 式部官長	個人情報保護委員会の常勤の委員 カジノ管理委員会の常勤の委員 （新設）	個人情報保護委員会の常勤の委員 カジノ管理委員会の常勤の委員 （新設）
東宮大夫 國家公安委員會委員長 中央更生保護審查會委員長 社會保險審查會委員長	公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術・イノベーション 會議の常勤の議員 原子力委員会委員長 再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審查會會長 中央更生保護審查會委員長 社會保險審查會委員長	一、〇四九、〇〇〇円

(略)

(略)

(略)

(略)

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（特別の部隊の編成）	（特別の部隊の編成）	
<p>第二十二条 内閣総理大臣は、第七十六条第一項、第七十八条第一項、第八十一条第二項、第八十二条第一項又は第八十三条の規定により自衛隊の出動その他の行動を命じた場合には、特別の部隊を編成し、又は所要の部隊をその隸属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（重要電子計算機に対する通信防護措置）</p> <p>（新設）</p>	<p>第二十二条 内閣総理大臣は、第七十六条第一項、第七十八条第一項、第八十二条第一項又は第八十三条の規定により自衛隊の出動を命じた場合には、特別の部隊を編成し、又は所要の部隊をその隸属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。</p> <p>2・3 （略）</p>	

第二十二条 内閣総理大臣は、重要電子計算機に対する特定不正行為（重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第二号）第二条第四項に規定する特定不正行為をいい、電気通信回線を介して行われるものに限る。以下この項及び第四項第一号において同じ。）であつて、本邦外にある者による特に高度に組織的かつ計画的な行為と認められるものが行われた場合において、次の各号のいずれにも該当することにより自衛隊が対処を行う特別の必要があると認めるときは、部隊等に当該特定不正行為（当該特定不正行為を行つた者によ

る同種の特定不正行為を含む。第一号において同じ。）による当該重要電子計算機への被害を防止するため必要な電子計算機の動作に係る措置であつて電気通信回線を介して行うもの（以下の条及び第九十一条の三において「通信防護措置」という。）をとるべき旨を命ずることができる。

一 当該特定不正行為により重要電子計算機に特定重大支障（重要電子計算機の機能の停止又は低下であつて、当該機能の停止又は低下が生じた場合に、当該重要電子計算機に係る事務又は事業の安定的な遂行に容易に回復することができない支障が生じ、これによつて国家及び国民の安全を著しく損なう事態が生ずるものをいう。次号において同じ。）が生ずるおそれが大きいと認めること。

二 特定重大支障の発生を防止するために自衛隊が有する特別の技術又は情報が必要不可欠であること。

三 国家公安委員会からの要請又はその同意があること。

2 前項の「重要電子計算機」とは、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律第二条第二項に規定する重要電子計算機（同項第三号に該当するものにあつては、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五十四号）第二十七条第一項に規定する契約事業者である者が次に掲げる情報を取り扱うために使用するものに限る。）をいう。

律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密である
情報

二 特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）

第三条第一項に規定する特定秘密（同法第五条第四項の規定により防衛大臣が保有させ、又は同法第八条第一項の規定により防衛大臣が提供したものに限る。）である情報

三 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律第二十七条第一項に規定する装備品等秘密である情報

四 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）第三条第一項に規定する重要経済安保情報（同法第十条第一項の規定により防衛大臣が提供し、又は同条第二項の規定により防衛大臣が保有させたものに限る。）である情報

報

3|

第一項の規定により通信防護措置をとるべき旨を命ぜられた部隊等は、警察庁又は都道府県警察（次項第四号において「警察庁等」という。）と共同して当該通信防護措置を実施するものとする。

4|

内閣総理大臣は、第一項の規定により部隊等に通信防護措置をとるべき旨を命ずる場合には、あらかじめ、防衛大臣と国家公安委員会との間で協議をさせた上で、次に掲げる事項を指定しなければならない。

一 通信防護措置により対処を行う特定不正行為及び防護の対象

となる第二項に規定する重要電子計算機

二 通信防護措置として実施すべき措置に関する事項

三 通信防護措置の期間

四 警察庁等と共同して通信防護措置を実施する要領その他の警察庁等との連携に関する事項

五 その他必要な事項

5 内閣総理大臣は、前項第三号の期間内であつても、通信防護措置の必要がなくなつたと認める場合には、速やかに、部隊等に通信防護措置の終了を命じなければならない。

(関係機関との連絡及び協力)

第八十六条 第七十六条第一項、第七十七条の二、第七十七条の四、第七十八条第一項、第八十一条第二項、第八十二条の二第一項、第八十一条の三第一項、第八十二条の三第一項若しくは第三項、第八十三条第二項、第八十三条の二又は第八十三条の三の規定により部隊等が行動する場合には、当該部隊等及び当該部隊等に關係のある都道府県知事、市町村長、警察消防機関その他の国又は地方公共団体の機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

(治安出動時の権限)

第八十九条 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）第六条の二を除く。の規定は第七十八条第一項又は第八十一条

(関係機関との連絡及び協力)

第八十六条 第七十六条第一項、第七十七条の二、第七十七条の四、第七十八条第一項、第八十一条第二項、第八十二条の二第一項、第八十二条の三第一項若しくは第三項、第八十三条第二項、第八十三条の二又は第八十三条の三の規定により部隊等が行動する場合には、当該部隊等及び当該部隊等に關係のある都道府県知事、市町村長、警察消防機関その他の国又は地方公共団体の機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

(治安出動時の権限)

第八十九条 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）の規定は、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により

第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について、同法第六条の二第二項から第十一項までの規定は当行について、同法第六条の二第二項から第十一項までの規定は当該自衛官のうちこの項において準用する同条第二項の規定による処置を適正にとるために必要な能力を有する部隊等として防衛大臣が指定する部隊等に属するものの職務の執行について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは「防衛大臣の指定する者」と、同法第六条の二第三項中「処置は、警察庁の警察官であるサイバー危害防止措置執行官に限り、とることができるものとする。この場合において、当該」とあるのは「処置をとる」と、「警察庁長官」とあるのは「防衛大臣」と、同条第四項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、防衛大臣を通じて」と、同条第八項中「国家公安委員会規則」とあるのは「防衛省令」と、「その旨を」とあるのは「その旨を部隊等の長を通じて」と、同条第九項中「サイバー通信情報監理委員会に」とあるのは「防衛大臣を通じてサイバー通信情報監理委員会に」と、同条第十項中「当該通知を行つたサイバー危害防止措置執行官が所属する警察庁又は都道府県警察の警察庁長官又は警視総監若しくは道府県警察本部長（次項において「警察庁長官等」という。）」とあり、及び同条第十一項中「警察庁長官等（第三項に規定する場合にあつては、警察庁長官）」とあるのは「防衛大臣」と読み替えるものとする。

出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。

(重要電子計算機に対する通信防護措置の際の権限)

第九十一条の三 警察官職務執行法第六条の二第二項から第十一項

までの規定は、第八十一条の三第一項の規定により通信防護措置をとるべき旨を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第六条の二第二項中「サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）」を害することその他情報技術を用いた不正な行為（以下この項において「情報技術利用不正行為」という。）とあるのは「重要電子計算機（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十条の三第二項に規定する重要電子計算機をいう。第四項において同じ。）に対する特定不正行為（同条第一項に規定する特定不正行為をいう。以下この項において同じ。）」と、「情報技術利用不正行為に」とあるのは「当該特定不正行為に」と、同条第三項中「処置は、警察庁の警察官であるサイバー危害防止措置執行官に限り、とることができるものとする。この場合において、当該」とあるのは「処置をとる」と、「警察庁長官」とあるのは「防衛大臣」と、同条第四項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、防衛大臣を通じて」と、同項ただし書中「重要電子計算機（重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第 号）第二条第二項に規定する重要電子計算機をいう。）」とあるのは「重要電子計算機」と、同条第八項中「国家公安委員会規則」とあるのは「防衛省令」と、「そ

(新設)

の旨を」とあるのは「その旨を部隊等の長を通じて」と、同条第九項中「サイバー通信情報監理委員会に」とあるのは「防衛大臣を通じてサイバー通信情報監理委員会に」と、同条第十項中「当該通知を行つたサイバー危害防止措置執行官が所属する警察庁又は都道府県警察の警察庁長官又は警視総監若しくは道府県警察本部長（次項において「警察庁長官等」という。）」とあり、及び同条第十一項中「警察庁長官等（第三項に規定する場合にあつては、警察庁長官）」とあるのは「防衛大臣」と読み替えるものとする。

（防衛出動時の公共の秩序の維持のための権限）

第九十二条（略）

2 警察官職務執行法（第六条の二を除く。）及び第九十条第一項の規定は第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、海上保安庁法第十六条、第十七条第一項及び第十八条の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、同法第二十条第二項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について準用する。この場合において、警察官職務執行法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは「防衛大臣の指定する者」と、海上保安庁の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について

（防衛出動時の公共の秩序の維持のための権限）

第九十二条（略）

2 警察官職務執行法及び第九十条第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、海上保安庁法第十六条、第十七条第一項及び第十八条の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、同法第二十条第二項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について準用する。この場合において、警察官職務執行法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは「防衛大臣の指定する者」と、海上保安庁

、同法第二十条第二項の規定は第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、それぞれ準用する。この場合において、警察官職務執行法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは「防衛大臣の指定する者」と、同法第六条の二第三項中「処置は、警察庁の警察官であるサイバー危害防止措置執行官に限り、とることができるものとする。この場合において、当該」とあるのは「処置をとる」と、「警察庁長官」とあるのは「防衛大臣」と、同条第四項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、防衛大臣を通じて」と、同条第八項中「国家公安委員会規則」とあるのは「防衛省令」と、「その旨を」とあるのは「その旨を部隊等の長を通じて」と、同条第九項中「サイバー通信情報監理委員会に」とあるのは「防衛大臣を通じてサイバー通信情報監理委員会に」と、同条第十項中「当該通知を行つたサイバー危害防止措置執行官が所属する警察庁又は都道府県警察の警察庁長官又は警視総監若しくは道府県警察本部長（次項において「警察庁長官等」という。）」とあり、及び同条第十一項中「警察庁長官等（第三項に規定する場合にあつては、警察庁長官）」とあるのは「防衛大臣」と、海上保安庁法第二十条第二項中「前項において準用する警察官職務執行法第七条」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十二条第二項において準用する警察官職務執行法第七条及び自衛隊法第九十条第一項」と、「第十七条第一項」とあるのは「同法第九十二条第二項において

法第二十条第二項中「前項において準用する警察官職務執行法第七条」とあるのは「この項において準用する警察官職務執行法第七条及びこの法律第九十条第一項」と、「第十七条第一項」とあるのは「この項において準用する海上保安庁法第十七条第一項」と、「海上保安官又は海上保安官補の職務」とあるのは「第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）」の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が公共の秩序の維持のため行う職務」と、「海上保安庁長官」とあるのは「防衛大臣」と読み替えるものとする。

準用する第十七条第一項」と、「海上保安庁長官」とあるのは「防衛大臣」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(自衛隊等が使用する特定電子計算機の警護のための権限)

第九十五条の四 警察官職務執行法第六条の二第二項から第十一項

までの規定は、次に掲げる特定電子計算機（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第一項に規定する特定電子計算機をいう。）をサイバーセキュリティ

（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第二百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を害することその他情報技術を用いた不正な行為から職務上警護する自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、警察官職務執行

法第六条の二第二項中「、サイバーセキュリティ」とあるのは「、自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）第九十五条の四第一項各号に掲げる特定電子計算機（第四項ただし書において「特定電子計算機」という。）に対するサイバーセキュリティ」と、

「情報技術利用不正行為に」とあるのは「当該情報技術利用不正行為に」と、同条第三項中「処置は、警察官であるサイバー危害防止措置執行官に限り、とることができるものとする。この場合において、当該」とあるのは「処置をとる」と、「警察庁長官」とあるのは「防衛大臣」と、同条第四項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、防衛大臣を通じて」と、同項ただし

(新設)

3・4 (略)

書中「に対し」とあるのは「である特定電子計算機に対し」と、
同条第八項中「国家公安委員会規則」とあるのは「防衛省令」と
「その旨を」とあるのは「その旨を部隊等の長を通じて」と、
同条第九項中「サイバー通信情報監理委員会に」とあるのは「防
衛大臣を通じてサイバー通信情報監理委員会に」と、同条第十項
中「当該通知を行つたサイバー危害防止措置執行官が所属する警
察庁又は都道府県警察の警察庁長官又は警視総監若しくは道府県
警察本部長（次項において「警察庁長官等」という。）」とあり
、及び同条第十一項中「警察庁長官等（第三項に規定する場合に
あつては、警察庁長官）」とあるのは「防衛大臣」と読み替える
ものとする。

- 2 |
- 一 | 自衛隊が使用する特定電子計算機
 - 二 | 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約
に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊が使用する特定電
子計算機
- 前項第二号に掲げる特定電子計算機に対する同項の警護は、ア
メリカ合衆国の軍隊から要請があつた場合であつて、防衛大臣が
必要と認めるときに限り、自衛官が行うものとする。

（対象施設の安全の確保のための権限）

第九十五条の五 （略）

（対象施設の安全の確保のための権限）

第九十五条の四 （略）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲等）</p> <p>第五十一条 （略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、支援士試験事務、登録事務若しくは技術者試験事務（次条第二号において「試験事務等」という。）若しくは認定審査事務又はサイバーセキュリティ基本法第三十一条第一項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定による事務を行う。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（業務の範囲等）</p> <p>第五十一条 （略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、支援士試験事務、登録事務若しくは技術者試験事務（次条第二号において「試験事務等」という。）若しくは認定審査事務又はサイバーセキュリティ基本法第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による事務を行う。</p> <p>3・4 （略）</p>

○ 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（抄）（第六条関係）

※ 現行規定は、第五条の規定による改正後の規定

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲等）</p> <p>第五十一条（略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、支援士試験事務、登録事務若しくは技術者試験事務（次条第二号において「試験事務等」という。）若しくは認定審査事務又はサイバーセキュリティ基本法第三十条第一項若しくは重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第 号）第七十二条第一項若しくは第二項の規定による事務を行う。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（業務の範囲等）</p> <p>第五十一条（略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、支援士試験事務、登録事務若しくは技術者試験事務（次条第二号において「試験事務等」という。）若しくは認定審査事務又はサイバーセキュリティ基本法第三十条第一項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定による事務を行う。</p>

○ 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）（抄）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 機構は、前二項の業務のほか、サイバーセキュリティ基本法第三十一条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による事務を行う。</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2（新設）</p>		

○ 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（抄）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		（基本計画）	（基本計画）
第六条 行政機関の長（行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、サイバー通信情報監理委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会である場合にあっては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会。以下同じ。）は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。	第六条 行政機関の長（行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会である場合にあっては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会。以下同じ。）は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。		
2 2 5 （略）	2 2 5 （略）		

○

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）（第九条関係）

※ 現行規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）による改正後の規定

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（主務省令）</p> <p>第二十七条 この法律における主務省令は、手続等に関する他の法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、サイバー通信情報監理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、サイバー通信情報監理委員会、公害等調整委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第二十七条 この法律における主務省令は、手続等に関する他の法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、サイバー通信情報監理委員会、公害等調整委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

○ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第二百四十九号）（抄）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（主務省令）	（主務省令）
<p>第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、國家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、サイバー通信情報監理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、国家公安委員会、個人情報保護監理委員会、公害等調整委員会、サイバー通信情報監理委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管する法令の規定に基づく保存等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、サイバー通信情報監理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、國家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管する法令の規定に基づく保存等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

[REDACTED]

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（主務大臣等）	（主務大臣等）
三百四十七条　（略）	三百四十七条　（略）	三百四十七条　（略）
2	2	2
（略）	（略）	（略）
3 前項の規定にかかわらず、第二条第二項、第八条の二第三項、第九条第三項及び第十二条における主務省令は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、サイバー通信情報監理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）、デジタル庁令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、サイバー通信情報監理委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中	3 前項の規定にかかわらず、第二条第二項、第八条の二第三項、第九条第三項及び第十二条における主務省令は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）、デジタル庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管	3 前項の規定にかかわらず、第二条第二項、第八条の二第三項、第九条第三項及び第十二条における主務省令は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）、デジタル庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所

管理委員会規則、サイバー通信情報監理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
第一章 総則	第一章 総則	第一章 総則
（サイバー関連事業者その他の事業者の責務）	（サイバー関連事業者その他の事業者の責務）	（サイバー関連事業者その他の事業者の責務）
第七条 （略）	第七条 （新設）	第七条 （略）
2 情報システム若しくはその一部を構成する電子計算機若しくは プログラム、情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体（以下こ の項において「情報システム等」という。）の供給者は、サイバ ーセキュリティに対する脅威により自らが供給した情報システム 等に被害が生ずることを防ぐため、情報システム等の利用者がそ の安全性及び信頼性の確保のために講ずる措置に配慮した設計及 び開発、適切な維持管理に必要な情報の継続的な提供その他の情 報システム等の利用者がサイバーセキュリティの確保のために講 ずる措置を支援する取組を行うよう努めるものとする。		
第三章 基本的施策	第三章 基本的施策	第三章 基本的施策
（サイバーセキュリティ協議会）	（サイバーセキュリティ協議会）	（サイバーセキュリティ協議会）
第十七条 （略）	第十七条 （略）	第十七条 （略）

2 (4) (略)

5 協議会の庶務は、内閣官房において処理し、内閣サイバー官が掌理する。

6 (略)

第四章 サイバーセキュリティ戦略本部

(所掌事務等)

第二十六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保

に関する国行政機関が実施する施策の基準の作成（当該基準の作成のための重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の状況の調査を含む。）及び当該基準に基づく施策の評価その他の当該基準に基づく施策の実施の推進に関すること。

四 国の行政機関、独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティの確保の状況の評価（情報システムに対する不正

な活動であつて情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じて行われるもの監視及び分析並びにサイバーセキュリティに関する重大な事象に対する施策の評価（原因究明のための調査を含む。）を含む。）に関すること。

五・六 (略)

2 (4) (略)

5 協議会の庶務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

6 (略)

第四章 サイバーセキュリティ戦略本部

(所掌事務等)

第二十六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(新設)

三 国の行政機関、独立行政法人又は指定法人で発生したサイバーセキュリティに関する重大な事象に対する施策の評価（原因

究明のための調査を含む。）に関すること。

四・五 (略)

			2 3 2
			(略)
		1 2 1	本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、サイバーセキュリティ推進専門家会議の意見を聴かなければならぬ。
		1 2 1	一 サイバーセキュリティ戦略の案を作成しようとするとき。
		1 2 1	二 第一項第二号又は第三号の基準を作成しようとするとき。
		1 2 1	三 第一項第二号又は第三号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。
		4	(略)
			(サイバーセキュリティ戦略本部長)
		2	第二十八条 本部の長は、サイバーセキュリティ戦略本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもつて充てる。
		2	(略)
		3 3 2	本部長は、第二十六条第一項第二号から第四号まで及び第六号に規定する評価又は第三十二条若しくは第三十三条の規定により提供された資料、情報等に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。
		3 3 2	(サイバーセキュリティ戦略本部長)
		4 2	第二十八条 本部の長は、サイバーセキュリティ戦略本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣官房長官をもつて充てる。
		4 2	(略)
		5 4	本部長は、第三項の規定により勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法（昭和二十二年法律第五号）第六条の規定による措置ができるよう意見を具申することができる。

(サイバーセキュリティ戦略本部員)

第三十条（略）

- 2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもつて充てる。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（サイバーセキュリティ推進専門家会議）

第三十条の二 本部に、サイバーセキュリティ推進専門家会議（以

下この条において「専門家会議」という。）を置く。

2 専門家会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第二十六条第三項の規定により本部長に意見を述べること。

二 前号に掲げるもののほか、サイバーセキュリティに関する施

(サイバーセキュリティ戦略本部員)

第三十条（略）

- 2 本部員は、次に掲げる者（第一号から第六号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。）をもつて充てる。

一 國家公安委員会委員長

二 デジタル大臣

三 総務大臣

四 外務大臣

五 経済産業大臣

六 防衛大臣

七 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

八 サイバーセキュリティに関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

（新設）

策で重要なものについて調査審議し、必要があると認めるときは、本部長に意見を述べること。

3|

専門家会議の委員は、サイバーセキュリティに関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(事務の委託)

第三十一条 本部は、次の各号に掲げる事務の区分に応じて、当該事務の一部を当該各号に定める者に委託することができる。

一 第二十六条第一項第二号に掲げる事務（同号に規定する監査（独立行政法人及び指定法人に係るものに限る。）に係るものに限る。）

二 第二十六条第一項第三号に掲げる事務（同号に規定する調査に係るものに限る。）又は同項第四号に掲げる事務（同号に規定する調査（独立行政法人及び指定法人に係るものに限る。）に係るものに限る。）

三 第二十六条第一項第三号に掲げる事務（独立行政法人又は指定法人で発生したサイバーセキュリティに関する重大な事象の原因究明のための調査に係るものに限る。）

四 独立行政法人情報処理推進機構その他サイバーセキュリティに関する対策について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該事務を確實に実施することができるものとして政令で定める法人

二 第二十六条第一項第四号に掲げる事務（同号に規定する活動の監視及び分析に係るものに限る。） 国立研究開発法人情報

通信研究機構、独立行政法人情報処理推進機構その他当該活動の監視及び分析について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該事務を確實に実施することができるものとして政令で定める法人

(事務の委託)

第三十一条 本部は、次の各号に掲げる事務の区分に応じて、当該事務の一部を当該各号に定める者に委託することができる。

一 第二十六条第一項第二号に掲げる事務（独立行政法人及び指

定法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準に基づく監査に係るものに限る。）又は同項第三号に掲げる事務（

独立行政法人又は指定法人で発生したサイバーセキュリティに

関する重大な事象の原因究明のための調査に係るものに限る。

二 独立行政法人情報処理推進機構その他サイバーセキュリティに関する対策について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該事務を確實に実施することができるものとして政令で定める法人

(新設)

三 第二十六条第一項第五号に掲げる事務 サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該事務を確実に実施することができるものとして政令で定める法人

2・3 (略)

(資料の提出その他の協力)

第三十三条 (略)

- 2 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、重要社会基盤事業者及びその組織する団体の代表者に対して、前項の協力を求めることができる。この場合において、当該求めを受けた者は、その求めに応じるよう努めるものとする。
- 3 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前二項に規定する者以外の者に対しても、第一項の協力を依頼することができる。

(事務)

第三十五条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、内閣サイバー官が掌理する。

(主任の大臣)

第三十六条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法

二 第二十六条第一項第四号に掲げる事務 サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該事務を確実に実施することができるものとして政令で定める法人

2・3 (略)

(資料の提出その他の協力)

第三十三条 (略)

- 2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、同項の協力を依頼することができる。

(事務)

第三十五条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十六条 本部に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣

律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

は、内閣総理大臣とする。

○ サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）（抄）（第十三条関係）

※ 現行規定は、第十二条の規定及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）による改正後の規定

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章 総則（第一条—第十一条）	第一章 総則（第一条—第十一条）
第二章 サイバーセキュリティ戦略（第十二条）	第二章 サイバーセキュリティ戦略（第十二条）
第三章 基本的施策（第十三条—第二十三条）	第三章 基本的施策（第十三条—第二十四条）
第四章 サイバーセキュリティ戦略本部（第二十四条—第三十七条）	第四章 サイバーセキュリティ戦略本部（第二十五条—第三十七条）
第五章 罰則（第三十八条）	第五章 罚則（第三十八条）
附則	附則
第二章 サイバーセキュリティ戦略	第二章 サイバーセキュリティ戦略
第十二条 （略）	第十二条 （略）
2 サイバーセキュリティ戦略は、次に掲げる事項について定める ものとする。 一・二 （略）	2 サイバーセキュリティ戦略は、次に掲げる事項について定める ものとする。 一・二 （略）
三 重要社会基盤事業者及びその組織する団体並びに地方公共團	三 重要社会基盤事業者及びその組織する団体並びに地方公共團

体（以下「重要社会基盤事業者等」という。）におけるサイバーセキュリティの確保に関する事項

四 （略）

3～6 （略）

第三章 基本的施策

（重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保）

第十四条 国は、重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティに關し、重要な設備に係る電子計算機の被害の防止のための情報の整理及び分析を行うとともに、基準の策定、演習及び訓練、情報の共有その他の自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（削る）

（重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の促進）

第十四条 国は、重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティに關し、基準の策定、演習及び訓練、情報の共有その他の自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（サイバーセキュリティ協議会）

第十七条 第二十八条第一項に規定するサイバーセキュリティ戦略本部長及びその委嘱を受けた国務大臣（次項において「本部長等」という。）は、サイバーセキュリティに関する施策の推進に關し必要な協議を行うため、サイバーセキュリティ協議会（以下の条において「協議会」という。）を組織するものとする。

2 | 2 | 本部長等は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

体（以下「重要社会基盤事業者等」という。）におけるサイバーセキュリティの確保の促進に関する事項

四 （略）

3～6 （略）

第三章 基本的施策

（重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保）

第十四条 国は、重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティに關し、基準の策定、演習及び訓練、情報の共有その他の自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（サイバーセキュリティ協議会）

第十七条 第二十八条第一項に規定するサイバーセキュリティ戦略本部長及びその委嘱を受けた国務大臣（次項において「本部長等」という。）は、サイバーセキュリティに関する施策の推進に關し必要な協議を行うため、サイバーセキュリティ協議会（以下の条において「協議会」という。）を組織するものとする。

2 | 2 | 本部長等は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一　国の関係行政機関の長（本部長等を除く。）
二　地方公共団体又はその組織する団体

三　重要社会基盤事業者又はその組織する団体

四　サイバー関連事業者又はその組織する団体
五　大学その他の教育研究機関又はその組織する団体

六　その他本部長等が必要と認める者

3| 協議会は、第一項の協議を行うため必要があると認めるときは、その構成員に対し、サイバーセキュリティに関する施策の推進に關し必要な資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。この場合において、当該構成員は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

4| 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない。

5| 協議会の庶務は、内閣官房において処理し、内閣サイバー官が掌理する。

6| 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第十七条～第二十三条　（略）

第十八条～第二十四条　（略）

			(設置)
			(所掌事務等)
		第二十五条	本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
	1	一〇四	(略)
	2	五	(削る)
	3	二〇四	(略)
	4	二〇四	(略)
		第二十六条	本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
		一〇四	(略)
		五	サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に関すること。
		二〇四	(略)
		第二十七条	(組織)
	2	二〇四	(略)
	3	本部長は、第二十五条第一項第二号から第五号までに規定する評価又は第三十二条若しくは第三十三条の規定により提供された資料、情報等に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。	
4	(略)	第二十八条	(組織)
		二	(略)
		三	本部長は、第二十六条第一項第二号から第四号まで及び第六号に規定する評価又は第三十二条若しくは第三十三条の規定により提供された資料、情報等に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。
		4	(略)

（サイバーセキュリティ推進専門家会議）

第三十条 （略）

2 専門家会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第二十五条第三項の規定により本部長に意見を述べること。

二 （略）

3 （略）

（事務の委託）

第三十一条 本部は、次の各号に掲げる事務の区分に応じて、当該事務の一部を当該各号に定める者に委託することができる。

一 第二十五条第一項第二号に掲げる事務（同号に規定する監査（独立行政法人及び指定法人に係るものに限る。）に係るものに限る。）、同項第三号に掲げる事務（同号に規定する調査に係るものに限る。）又は同項第四号に掲げる事務（同号に規定する調査（独立行政法人及び指定法人に係るものに限る。）に係るものに限る。）独立行政法人情報処理推進機構その他サイバーセキュリティに関する対策について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該事務を確實に実施することができるものとして政令で定める法人

二 第二十五条第一項第四号に掲げる事務（同号に規定する活動の監視及び分析に係るものに限る。） 国立研究開発法人情報

（サイバーセキュリティ推進専門家会議）

第三十条の二 （略）

2 専門家会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第二十六条第三項の規定により本部長に意見を述べること。

二 （略）

3 （略）

（事務の委託）

第三十一条 本部は、次の各号に掲げる事務の区分に応じて、当該事務の一部を当該各号に定める者に委託することができる。

一 第二十六条第一項第二号に掲げる事務（同号に規定する監査（独立行政法人及び指定法人に係るものに限る。）に係るものに限る。）、同項第三号に掲げる事務（同号に規定する調査に係るものに限る。）又は同項第四号に掲げる事務（同号に規定する調査（独立行政法人及び指定法人に係るものに限る。）に係るものに限る。）独立行政法人情報処理推進機構その他サイバーセキュリティに関する対策について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該事務を確實に実施することができるものとして政令で定める法人

二 第二十六条第一項第四号に掲げる事務（同号に規定する活動の監視及び分析に係るものに限る。） 国立研究開発法人情報

通信研究機構、独立行政法人情報処理推進機構その他当該活動の監視及び分析について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該事務を確実に実施することができるものとして政令で定める法人

(削る)

2・3 (略)

第五章 罰則

第三十八条 第三十一条第二項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

通信研究機構、独立行政法人情報処理推進機構その他当該活動の監視及び分析について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該事務を確実に実施することができるものとして政令で定める法人

三 第二十六条第一項第五号に掲げる事務 サイバーセキュリティ

イに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該事務を確実に実施することができるものとして政令で定める法人

2・3 (略)

第五章 罰則

第三十八条 第十七条第四項又は第三十一条第二項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）（抄）（第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（主務省令）</p> <p>第十四条 この法律における主務省令は、歳入等の納付に関する他の法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、國家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、サイバー通信情報監理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会規則、個人情報保護委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る歳入等の納付については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、サイバー通信情報監理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第十四条 この法律における主務省令は、歳入等の納付に関する他の法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、國家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る歳入等の納付については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

[REDACTED]

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
第十五条の二（略）	2 内閣感染症危機管理統括庁は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三（略）	2 内閣感染症危機管理統括庁は、次に掲げる事務をつかさどる。 四 前三号に掲げるもののほか、第十二条第二項第二号から第五号まで及び第十五号に掲げる事務のうち感染症の発生及び蔓延の防止に関するもの（国家安全保障局、内閣広報官、内閣情報官及び内閣サイバー官の所掌に属するものを除く。）
第十六条（略）	3～8（略）	3～8（略）
第十六条（略）	2～5（略）	2～5（略）
6 国家安全保障局に、国家安全保障局次長三人を置く。	6 国家安全保障局に、国家安全保障局次長二人を置く。	6 国家安全保障局に、国家安全保障局次長二人を置く。
7 国家安全保障局次長は、国家安全保障局長を助け、局務を整理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官補の中から指名する者及び内閣サイバー官をもつて充てる。	7 国家安全保障局次長は、国家安全保障局長を助け、局務を整理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官補の中から指名する者をもつて充てる。	7 国家安全保障局次長は、国家安全保障局長を助け、局務を整理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官補の中から指名する者をもつて充てる。
第十七条（略）	2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣	2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣

危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣感染症危機管理統括庁、国家安全保障局、内閣広報官、内閣情報官、内閣サイバー官及び内閣人事局の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

3・4（略）

第十九条の二 内閣官房に、内閣サイバー官一人を置く。

2 内閣サイバー官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、次に掲げる事務を掌理する。

一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうちサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保に関するもの（国家安全保障局、内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）

二 サイバーセキュリティ基本法第十七条第五項の規定により内閣官房において処理することとされたサイバーセキュリティ協議会の庶務

三 サイバーセキュリティ基本法第三十五条の規定により内閣官房において処理することとされたサイバーセキュリティ戦略本部に関する事務

3 第十五条第四項から第六項までの規定は、内閣サイバー官について準用する。

危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣感染症危機管理統括庁、国家安全保障局、内閣広報官、内閣情報官及び内閣人事局の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

3・4（略）

（新設）

○ 内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）（第十六条関係）

※ 現行規定は、第十五条の規定による改正後の規定

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十九条の二 （略）</p> <p>2 内閣サイバー官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、次に掲げる事務を掌理する。</p> <p>一 （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>第十九条の二 （略）</p> <p>2 内閣サイバー官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、次に掲げる事務を掌理する。</p> <p>一 （略）</p>
<p>3 二 （略）</p> <p>3 三 （略）</p>	<p>3 二 サイバーセキュリティ基本法第十七条第五項の規定により内閣官房において処理することとされたサイバーセキュリティ協議会の庶務</p>

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第三条 (任務) (略)	第三条 (任務) (略)
<p>2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、個人情報の適正な取扱いの確保、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保、国等の重要な電子計算機等に対する不正な行為による被害の防止のための措置の適正な実施を確保するための審査及び検査の遂行、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、こども（こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）第三条第一項に規定するこどもをいう。次条第一項第二十九号において同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、個人情報の適正な取扱いの確保、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、こども（こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）第三条第一項に規定するこどもをいう。次条第一項第二十九号において同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管</p>

連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがあさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

とする。

- 3 (略)
- （所掌事務）
- 第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～三十六 (略)

一～三十六 (略)

- 3 (略)
- （所掌事務）
- 第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

（所掌事務）

- 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十七の六 (略)

二十七の七 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防

2 (略)

（新設）

- 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十七の六 (略)

（新設）

2 (略)

（新設）

- 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十七の六 (略)

（新設）

止に関する法律に基づく重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に関する事務に関すること（他省及び金融庁の所掌に属するものを除く。）。

二十八ヶ五十九の三　（略）

五十九の四　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律第四十八条に規定する事務

六十ヶ六十三　（略）

（内閣府審議官）

第十六条　（略）

2　内閣府審議官は、命を受け、内閣府（官内庁、公正取引委員会、大臣委員会等、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、サイバー通信情報監理委員会、金融庁、消費者庁及びこども家庭庁を除く。）の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

（内閣府に置かれる委員会及び庁）

第六十四条　別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定めるもののほか、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（略）

（略）

二十八ヶ五十九の三　（略）

（新設）

六十ヶ六十三　（略）

（内閣府審議官）

第十六条　（略）

2　内閣府審議官は、命を受け、内閣府（官内庁、公正取引委員会、大臣委員会等、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁及びこども家庭庁を除く。）の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

（内閣府に置かれる委員会及び庁）

第六十四条　別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定めるもののほか、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（略）

（略）

		カジノ管理委員会	
（略）	サイバー通信情報監理委員会	特定複合観光施設区域整備法	

		カジノ管理委員会	
（略）	（新設）	特定複合観光施設区域整備法	

（傍線部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
2	2	（所掌事務）	（所掌事務）
二 関係行政機関が講ずるデジタル社会の形成のための施策の実施の推進に関すること（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第二百四号）第二十五条第一項に掲げる事務のうちサイバーセキュリティに関する施策で重要なものの実施の推進に関するものを除く。）。	二 関係行政機関が講ずるデジタル社会の形成のための施策の実施の推進に関すること（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第二百四号）第二十六条第一項に掲げる事務のうちサイバーセキュリティに関する施策で重要なものの実施の推進に関するものを除く。）。	第四条 デジタル庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどる。	第四条 デジタル庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどる。
三 （略）	三 （略）	一 （略）	一 （略）